

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令等の一部を改正する省令 新旧対照表

○ 国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令（平成十六年総務省令第六十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（業務方法書の記載事項に関する経過措置）</p> <p>第二条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条の三各号に掲げるもののほか、機構法附則第九条第一項に規定する業務に関する事項とする。</p> <p>（削る） （削る） （削る）</p> <p>（業務方法書の記載事項等の特例）</p> <p>第三条 機構法附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一項に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）が行われる場合には、第一条の三中「特定業務」という。）」とあるのは、「特定業務」という。）及び機構法附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一号に掲げる業務及びこ</p>	<p>附則</p> <p>（業務方法書の記載事項に関する経過措置）</p> <p>第二条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条の三各号に掲げるもののほか、機構が次の各号に掲げる業務を行う場合には、当該各号に掲げる業務に関する事項とする。</p> <p>一 機構法附則第九条第一項に規定する業務 二 機構法附則第九条第四項に規定する業務 三 機構法附則第九条第五項に規定する業務 四 機構法附則第九条第六項に規定する業務</p> <p>（業務方法書の記載事項等の特例）</p> <p>第三条 機構法附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一項に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）及び機構法附則第九条第三項に規定する業務が行われる場合には、第一条の三中「特定業務」という。）とあるのは、「特定業務」という。）並びに機構法附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤</p>

れに附帯する業務に限る。」と、第二条から第六条までの規定中「特定業務」とあるのは「特定業務及び機構法附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）」とする。

○ 国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）
 （傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>附則</p> <p>（会計の原則等の特例）</p> <p>第三条 機構法附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一項に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）が行われる場合には、第一条第一項中「通信・放送開発金融関連業務」という。）とあるのは、「通信・放送開発金融関連業務」という。）及び機構法附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）と、第三条から第十六条までの規定中「通信・放送開発金融関連業務及び機構法附則第九条第二</p>
<p>現行</p>	<p>附則</p> <p>（会計の原則等の特例）</p> <p>第三条 機構法附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一項に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）及び機構法附則第九条第三項に規定する業務が行われる場合には、第一条第一項中「通信・放送開発金融関連業務」という。）とあるのは、「通信・放送開発金融関連業務」という。）並びに機構法附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）及び機構法附則第九条第三項に規定する業務」と、第三条から第十六条までの規定中「通信・</p>

法」という。）第六条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）及び機構法附則第九条第三項に規定する業務」と、第二条から第六条までの規定中「特定業務」とあるのは、「特定業務並びに機構法附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）及び機構法附則第九条第三項に規定する業務」とする。

項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第一項に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）とする。

放送開発金融関連業務」とあるのは、「通信・放送開発金融関連業務並びに機構法附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第一項に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）及び機構法附則第九条第三項に規定する業務」とする。

○ 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第三条関係）		別表（第三条関係）	
地方特例交付金等の地方財政の特例措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）	第十一条	地方特例交付金等の地方財政の特例措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）	第十一条
（削る）	（削る）	高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）	第四条第一項
総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）	第六条第三項及び第四項	総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）	第六条第三項及び第四項